

個人住民税の定額減税について

1. 対象となる方

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

2. 減税額

○本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

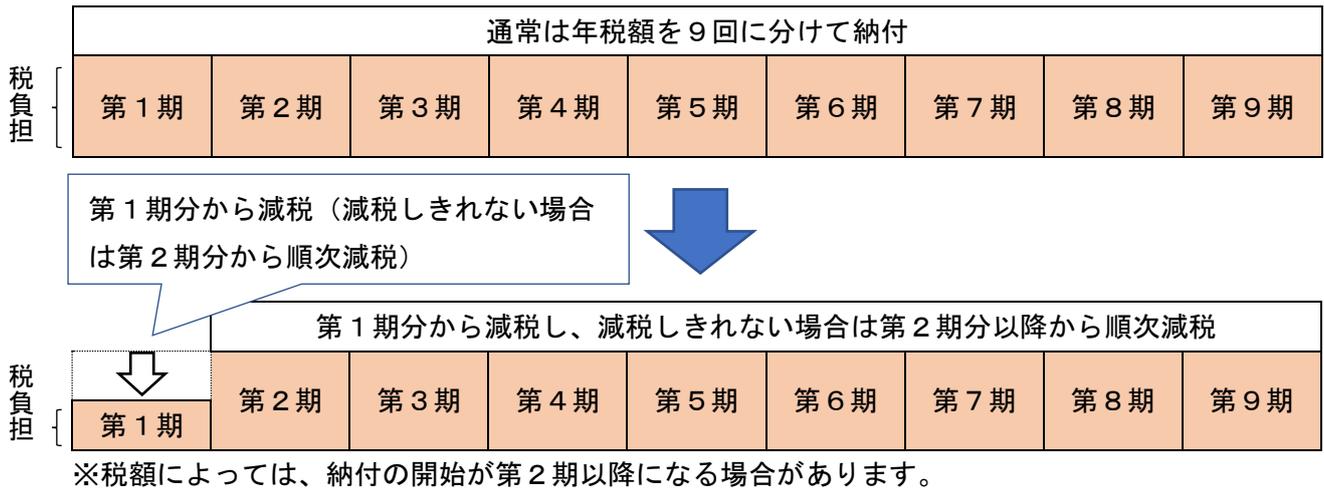
※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の状況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

3. 徴収方法

(1) 普通徴収（納付書または口座振替）の方

第1期分の税額から減税し、減税しきれない場合は第2期以降の税額から減税します。



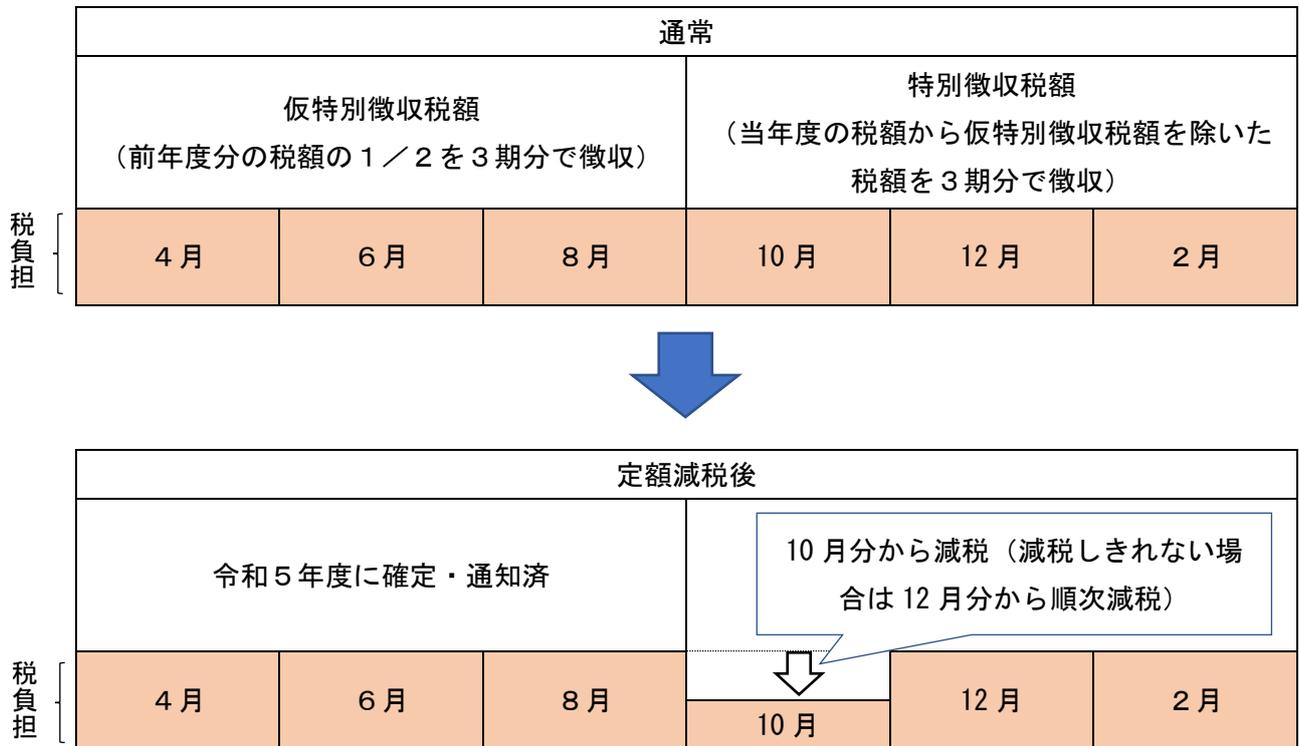
(2) 給与からの特別徴収（給与天引き）の方

令和6年6月は特別徴収を行わず、減税後の税額を11分割した額を令和6年7月から令和7年5月の給与から徴収します。



(3) 公的年金等からの特別徴収（年金天引き）の方

令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は令和6年12月以降の税額から減税します。



4. その他

- 減税額については、納税通知書の税額計算内訳書又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。